

「東堂山満福寺鐘樓堂」修復終了



小野町指定重要文化財「東堂山満福寺鐘樓堂」(小戸神)の土台部分の修復が、このたび終了しました。

この鐘樓堂は1861年に建立されたもので、老朽化により土台すそ部分の部材がはがれるなど、傷みが激しくなっていました。

今回の修復作業は、昨年からの行政区の皆さんが中心になって進めてきましたが、今年の春に工事が終了しました。

完成した鐘樓堂は、その形や色など建てられた当時の姿が再現されています。建立からちょうど150年目の年に生まれ変わった鐘樓堂をぜひご覧ください。



国民年金保険料の免除制度①

全額免除制度

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入するもので、保険料の納付を続けることで、老齢基礎年金や万が一の時の障害基礎年金、遺族基礎年金が受け取れる制度です。

経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合は、所得が一定基準以下であれば、申請により保険料の納付が免除されますので、免除制度を利用しましょう。

■免除制度の種類

国民年金の保険料免除制度には「法定免除」と「申請免除」の2種類があります。法定免除は、障害年金や生活保護法の生活扶助を受給している方などが届け出を行うと保険料の納付が免除されるものです。

申請免除は、本人からの申請によるもので、前年の所得が一定基準以下であれば、保険料の納付が全額免除されます(一部納付制度・若年者納付猶予制度もあります)。

全額免除制度
次の所得基準の範囲内にある方が対象となります。

▽所得基準
本人・配偶者・世帯主のおのの前の年の所得が、次の計算式で計算した金額の範囲内であること。

【計算式】

(扶養親族などの数+1)
× 35万円 + 22万円
(例) 単身世帯の場合
(0人+1) × 35万円 +
22万円 = 57万円

※学生および任意加入被保険者の方は対象外です。
※学生の方で保険料の納付が困難な場合は「学生納付特例制度」をご利用ください。

■手続き

免除の申請には、住民票のある市町村へ「国民年金保険料免除申請書」を提出してください(申請書は役場窓口または年金事務所にあります)。

▽必要なもの

・年金手帳または納付書など基礎年金番号が分かるもの
・認め印(本人が署名する場合は不要)

■免除期間の年金額

保険料が全額免除された期間は、保険料を全額納付した場合の年金額の2分の1(平成21年3月分までは3分の1)が支給されます。

岡郡山年金事務所
024-932-3434
岡町民生課
72-6933